

速報重要判例解説
【No.2004-003】

私製手形による手形金請求が却下された事例

【文献番号】	28090049
【文献種別】	判決／最高裁判所第二小法廷（上告審）
【判決年月日】	平成15年10月17日
【事件番号】	平成15年（手ワ）第186号
【事件名】	約束手形金請求事件
【裁判結果】	却下
【裁判官】	杉山正己、田村政巳、井筒径子
【参照法令】	手形法4条、11条 小切手法3条、28条 民事訴訟法352条、353条、357条

《本件判決についての解説》

1. 事実の概要

被告Yは原告Xに対して手形を振り出した。金額は200万円、支払期日は平成15年9月30日、支払場所および支払地は東京都世田谷区ef丁目gのh、振出日は平成15年9月18日、振出地は東京都世田谷区ef丁目gのh、振出人はY、受取人はXと記された手形である。また、この手形には「上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替にお支払いいたします」とも記載されている。ただし本件の手形は統一手形用紙を用いたものではない。私製手形であり、手形要件をはじめとする記載はA4版用紙に「約束手形」の表題の下に記されている。本件はこの手形を所持するXがYに対し、手形金の支払を求めて提訴した事件である。裁判所は以下のように判示して本件訴えを却下した。

2. 判決の要旨

「本件手形は、A4版用紙に「約束手形」の表題の下にX主張の手形要件が記載されているものであり、いわゆる私製手形である。その記載に照らすと、本件手形は、YがXに対して支払期日にY方において200万円を支払うことを約束した文書であり、どうしてこのような文書がY・X間で授受されたか明らかでないが、単なる金銭支払約束書で、借用書の類というべきものである。

本件手形は、上記のとおり「約束手形」と記載され、「上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替にお支払いいたします。」と記載されているが、暴力金融取立業者でもない限りこれを取得しようとする者がいるとはおよそ考えられず、正常な取引により第三者へ転々流通譲渡されることは全く予定されておらず、かつ、不可能であることが明らかである。手形は金銭支払の手段として利用され、約束手形は一般に信用利用の道具として用いられるものであるが、本件手形は、そのような手段性、用具性が全く認められず、形式的には手形要件が記載されているものの、上記のとおり手形としての本来の性質を何ら見いだせないものである。

それにもかかわらず、XがYをして本件手形を作成させたのは、手形訴訟により、Yの抗弁を封じ、かつ、簡易・迅速に債務名義を取得して、Yに対して強制執行手続きをし、または、同手続をすることを示して圧力をかけて金銭の取立てをすることを目的としているものと推認される。

手形訴訟制度が、証拠制限をし、簡易・迅速に債務名義を取得させることとしているのは、手形の信用を高め流通を促進するために、その簡易・迅速な金銭化が強く要請されるからであるところ、本件手形が手形の信用と流通とは無縁のものであることは上記説示から明らかである。

以上に説示したところを併せ考慮すると、Xが本件手形により提起した本件手形訴訟は、

手形制度および手形訴訟制度を濫用（悪用）したもので、不適法なものというべきである。

よって、本件訴えは不適法でその不備を補正することができないから、口頭弁論を経ないでこれを却下する」

3. 本件判決についてのコメント

（１）本件の事実関係について判決が示すところは少ない。XおよびYがどのような当事者なのかは何も記されていない。X－Y間で本件手形が取引された背景をはじめ、Yが振出の際に有していた意思や認識、Xが本件手形の裏書譲渡を予定していたか否か等の事情は明らかでない。また手形の記載についても、判示によれば振出地および支払場所・支払地が振出人の住所地とされた理由は必ずしも明白でない〔1〕。そのためXの請求を退けた本判決の結論自体については是非を検討するのは困難であろう。以下では本件訴え自体を不適法とし却下を言い渡した本判決の立論について検討を試みるが、結論の妥当性についての判断は留保せざるを得ない。

（２）本判決はまず私製手形の有効性について判示する。本件手形について、単なる金銭支払約束書であり、借用書の類というべき旨の判示である。もっともその後に流通性の程度や手段性・道具性等に関する判示が続き、本件を手形訴訟として扱っていることからすれば、裁判所は本件の文書を手形と認識したことになる。統一手形用紙を用いた手形以外は手形でない旨を述べたと理解するのは早計であろう。しかしながら私製手形に対する裁判所の不信はうかがわれる。実際、本判決の1か月後に、本件と同じ東京地裁の同じ3名の裁判官が、私製手形による手形訴訟を手形制度の濫用として却下判決を言い渡している〔2〕。その判決では末尾に、商工ローン会社の原告に対して私製手形による手形訴訟を控えるよう指摘し、会社から今後は東京地裁に提訴しない旨の回答があったと記されている。けれども商工ローン会社が東京地裁を除く全国各地の裁判所に私製手形による手形訴訟を提起しており、極めて遺憾である旨が付言されている。本件の事実関係が明らかでない以上、本件と1か月後の事件では material facts の相違も考えられよう。その意味で2つの判決は必ずしも同列に論じられる訳ではない。けれども私製手形の有効性を扱った先例の見当たらない状況で、私製手形たる点に言及を加えた上で訴え自体を却下した判例が1か月間に2件続けて現れた事実は看過されるべきでなかろう。

私製手形に対する裁判所の印象は、従来より決して好ましいものではなかった。もちろん本判決以前の私製手形による手形訴訟が、そのことのみで却下されていた訳ではない。また仮に東京地裁が本件と同様の事件で却下判決を今後続けるとしても、他の裁判所が同様に却下するとは限らない。手形法が統一手形用紙による手形と私製手形を区別しない以上、私製手形も手形として扱うべきは当然である。それにもかかわらず東京地裁では、実体的な原因関係に問題があり、手形訴訟として単純に処理することに躊躇が感じられるものについて、積極的に通常移行を促すなどして慎重な対処を心掛けてきたという。その背景には、手形訴訟は一般に流通する手形を予定した制度であることは明らかで、一部商工ローン業者が用いているような交換を予定しない私製手形を統一手形用紙を用いた手形と同等に扱い、手形訴訟のルートに乗せてよいものかどうかという問題意識がある〔3〕。そして現行法は手形訴訟の通常訴訟への移行を原告の申述ある場合に限っているが、これを裁判所の職権によっても移行しうるとするのが相当ではないかという、立法論的見解も表明されている〔4〕。

本件却下判決の背景にはこうした問題の所在がうかがわれよう。具体的に列挙すれば、①統一手形用紙を用いた手形と私製手形の相違、②手形の流通性、③手形的手段性・道具性、および④手形訴訟制度の目的等の問題点である。以下ではこれらの問題点を取り上げながら、本判決の結論が却下に至った原因を探ることとしよう。

（３）手形法では私製手形も手形であり、統一手形用紙を用いた手形と私製手形は同一に扱われる。しかしながら手形法の議論では両者の相違を意識した学説も見受けられる。白地手形に関する客観説はその典型であろう。白地手形と無効手形の区別を補充権の有無に求

め、補充権がどのように授与されるかをめぐる議論において、客観説は手形の外観を重視する。少なくとも手形上の責任を負担する意思をもって署名交付されている限り、手形要件を欠いていてもなお手形としての外観を備え、その外観上補充が予定されているものについてはそれを白地手形と見て、証券取得者に白地補充権が当然に与えられると説く〔5〕。「統一手形用紙を用いた手形のみが手形〔6〕」との主張は客観説の理解を最も端的に示す。また実務について、統一手形用紙を用いて手形発行する者は事業者であり、手形の何たるかを理解している（あるいは理解すべき）者であるが、私製手形を発行する者は必ずしもそうではないとの指摘〔7〕もある。こうした主張や指摘に従えば、A4版用紙に手形要件を記載した本件の私製手形は手形に値しないこととなろう〔8〕。訴えを却下しYの責任を認めなかった本判決の根拠を私製手形たる点に求めることも、あながち不可能ではない。

しかしながら上記の主張や指摘に問題がない訳ではない。客観説に対しては主観説からの批判がある〔9〕。また私製手形を発行する者が手形の何たるかを理解していないとしても、それだけで私製手形発行者が責任を免れる訳ではない。手形であることを認識または認識すべくして署名したならば責任を負担する〔10〕との理解に立つならば、表題に「約束手形」と記されている以上、本件のYにもそのような認識を認め得るからである。さらにたとえ私製手形発行者の責任が否定されとしても、その理由付けが常に私製手形である点に求め得るとは限らない。本件の事実関係は不明だが、原因関係や私製手形発行者の手形行為に責任を否定すべき原因が存在する場合も考えられるからである〔11〕。それゆえ私製手形の一事をもって本判決が是認される訳ではなからう〔12〕。

（4）私製手形に関する判示に続き、本判決は本件手形の流通性に言及する。暴力金融取引業者でもない限りこれを取得しようとする者がいるとはおよそ考えられず、正常な取引により第三者へ転々流通譲渡されることは全く予定されておらず、かつ、不可能との言及である。統一手形用紙の場合、支払場所として当該用紙を交付した金融機関名および店舗名が印刷されている。記載されている金融機関の審査を経ていることを示す〔13〕ので、その意味では信頼があろう〔14〕。また手形交換制度を利用した請求が可能であり、取引停止処分を背景にした圧力も期待できる。こうした特徴が私製手形にはない。信頼に劣り請求に不都合な点は否めない。けれども統一手形用紙を用いた手形により、手形の主債務者が支払場所として記載された金融機関と当座取引があることが推定できる〔15〕としても、当然のことながら預金残高の有無や支払の確実性は別である。もとより小切手法と異なり、手形法自体は金融機関の本来の関与を想定していない〔16〕。のみならず手形法11条2項が指図禁止手形を定める以上、流通性に乏しくとも手形として扱われる。このように考えた場合、本件私製手形の流通性の乏しさは事実上のものに過ぎない。指図証券性を備えている以上、本件の私製手形も手形法では裏書により転々流通し得る手形である〔17〕。統一手形用紙による手形と比べ私製手形の流通性が乏しいのは事実だが、第三者へ転々流通譲渡されることが全く予定されておらず、かつ、不可能と断言はできまい。

（5）本判決は続けて手段性・用具性に言及する。手形は金銭支払の手段として利用され、約束手形は一般に信用利用の用具として用いられるが、本件手形はそのような手段性、用具性が全く認められない旨の言及である。商取引の決済のために手形が用いられ、当該手形の所持人が満期前に現金化するために手形割引が行われるケースを想定する限り、本判決のこの言及はもっともなように見える。しかしながら金銭支払や信用利用以外にも手形は使われる。為替手形の経済的機能は両替・送金機能である。また融通手形では、金銭支払のなされるべき商取引が存在しない。さらに手形貸付では借用証書に代えて手形が差し入れられる〔18〕。この側面のみを捉えれば手形が証拠証券と同様の使われ方をしているようにも見える。もっとも手形本来の機能に起因する利点が期待されていない訳ではない。貸付債権の他に手形債権を取得できるので、債権の管理・回収上有利なのは事実であろう。しかしながら、その有利さが債権の管理・回収に向けられるのであれば、商業手形割引と同様に手形自体の売買による信用利用を図るために約束手形が用いられる訳ではないこととなろう〔19〕。そうだとすれば、金銭支払の手段や信用利用の用具として使われないことをもって、手形としての本来の性質を何ら見いだせないと言断することもできないだろう。

(6) 最後に本判決は手形訴訟について判示する。XがYに本件手形を作成させたのは、手形訴訟によりYの抗弁を封じ、簡易・迅速に債務名義を取得してYに対する強制執行手続をし、または手続を示して圧力をかけて取り立てることが目的と推認する。続けて、手形訴訟制度が証拠制限をし簡易・迅速に債務名義を取得させることとしているのは、手形の信用を高め流通を促進するためと説く。その上で本件手形は手形の信用と流通とは無縁なので、本件手形訴訟は手形制度および手形訴訟制度を濫用（悪用）したものと判示する。

手形訴訟制度の濫用については、制度が新設される当初から懸念されていた。高利貸しが手形をとって手形金請求訴訟という形で貸金返還請求する状況で、手形訴訟により所持人に便宜を与えるのは濫用の可能性を伴い、その対策を講ずる必要があるのではないかという問題意識である〔20〕。もっとも手形訴訟制度の利用を禁ずることで高利貸し対策という目的が十分に実現される訳ではない〔21〕。手形訴訟制度の利用を禁じなくとも、高利貸し対策の方途が他に考えられることも事実である。のみならず本件のX－Yは手形取引の直接の当事者であり、Xが高利貸しか否かにかかわらず、YがXに対して人的抗弁を主張することも可能であろう。仮に手形訴訟は証拠が書証に制限される（民事訴訟法352条1項）ため人的抗弁の主張・立証が困難だとしても、手形判決に対する異議を申し立て（民事訴訟法357条）通常訴訟に移行するならば、人証や鑑定で立証することも可能である。本件手形が信用・流通と無縁か否かは判断できないが、仮に無縁であったとしても、それゆえに手形制度および手形訴訟制度の利用が濫用（悪用）と評される訳ではない。裁判所は実際、商工ローン業者の私製手形や盗難手形による手形訴訟の判決について、不正義を感ずるような場合には従来から対応策を講じてきた。仮執行免脱宣言の低額保証での採用や、手形判決に対する異議申立てに伴う執行停止の保証金額の考慮等の対応である〔22〕。

(7) 本件ではこうした対応ができなかったのだろうか。手形訴訟では一旦X勝訴判決を言い渡すとしても、従来からの対応により通常訴訟への移行を促す方策が考えられなかったのだろうか。あるいは本件手形訴訟において、裁判官が釈明権を積極的に行使してYの陳述を引き出すことはできなかったのだろうか。事実関係が不明確なので本判決の是非を示すことはかなわないが、判決文を読む限り、手形法に関する本判決の解釈は首肯し難い。もっとも本件の裁判所が不正義な結論を避ける対応策を従来から講じてきたことに鑑みれば、裁判所は手形法の解釈として無理を承知で本判決を言い渡したとも考えられよう。仮にそうだとすれば、本判決は従来の対応策が行き詰まったことを告白しているとも認識されよう。何が行き詰ませたのか。本件のYに、仮執行免脱宣言や執行停止を低額で利用させることも困難な事情があったとすれば、それはどのような事情か。この事情は本判決に影響を及ぼすmaterial factsの1つに数えられよう。そして本判決の是非は、こうした事情を踏まえた上で語られるべきであろう。

注

〔1〕 後述のように本件手形は流通性に乏しい。実際には流通しない状況ならば、支払場所・支払地をXの住所地として事実上の持参債務とする方がXにとって好都合となろうが、本件ではそのようにしていない。

〔2〕 東京地判平成15年11月17日判例時報1839号83頁。

〔3〕 こうした東京地裁の対処および問題意識については、豊田建夫「最近の東京地裁手形訴訟事件について―盗難手形事件を中心に―」金融法務事情1613号7頁（平成13年）、および浅香紀久雄「東京地裁手形部の最近の事件概況」銀行法務21第598号16頁（平成13年）参照。

〔4〕 豊田・前掲（注3）7頁。

〔5〕 木内宜彦・倉沢康一郎・庄司良男・高窪利一・田辺光政『シンポジウム手形・小切手法』120頁（木内執筆）（昭和54年、青林書院新社）。

〔6〕 木内ほか・前掲書（注5）124頁（高窪コメント）。

〔7〕 浅香・前掲（注3）16頁。

〔8〕 なお、尾崎安央「統一手形用紙制度の下における手形債務の成立と手形債務者一手形行為における意思表示の瑕疵・欠缺をめぐる議論を手がかりに」早稲田法学74巻1号27頁以下（平成10年）参照。統一手形用紙による手形の場合と異なり、私製手形を取得する第三者はある種のリスクとコストを負うとされる。また私製手形の場合には「取得者注意せよ」が原則となるのに対し、統一手形用紙が使用されて手形要件を完全に具備し、かつ、有害の記載事項など証券外観上の瑕疵等がない時は「用紙の使用者・管理者注意せよ」と解すべき旨が記されている。

〔9〕 例えば、一方で統一手形用紙を用いた場合には、署名者の意思と無関係にすべて白地手形となり、要件不備の不完全手形と白地手形の区別が不可能になる。他方で署名者が補充権授与の意思を持って未完成手形を振り出したとしても、それが社会通念上補充が予定されたものと認められなければ白地手形とはならない。客観説の内容に対するこうした批判のみならず、問題設定についても批判が向けられる。要件の記載が欠けているものの中に不完全な紙片と白地手形とがあることを認めて、それをどのように区別するかという、客観説の問題設定方法である。以上については、田邊光政『最新手形法小切手法【四訂版】』333頁（平成12年、中央経済社）、および倉沢康一郎『手形判例の基礎』84頁（平成2年、日本評論社）参照。

〔10〕 手形行為の成立に関する議論である。二段階創造説では、手形であることを認識しまたは認識すべくして署名したのみで手形債務負担行為が成立すると解する。また交付契約説の立場でも、権利外観理論の帰責性要件の充足を広く認める見解に立つならば同じ結論となる。

〔11〕 この点については、浅香・前掲（注3）16頁、豊田・前掲（注3）7頁、西村則夫「東京地裁手形部の最近の事件概況」民事法情報147号14頁（平成10年）、および中野哲弘「最近における東京地方裁判所手形部の事件の概況」民事法情報97号12頁（平成6年）参照。そこでは以下のようなケースが紹介されている。特定の貸金業者が貸付に際して借主やその連帯保証人に、当該業者が独自に作成した私製手形を振出させる。この私製手形は一覧払で支払場所は貸金業者の本店とされており、貸金の返済が滞るとこの貸金業者の本店に呈示されて資金不足を理由に支払拒絶したものとされ、これに基づき手形訴訟が提起される。銀行等が行ってきた手形貸付の応用である。しかしながら貸金業者が根保証契約を締結した保証人から、根保証極度額を手形金額とした当該手形を徴求する際、根保証の趣旨を十分に理解させていなかった。そのため根保証契約自体の成否や、借主および保証人による振出や裏書等の意思表示の瑕疵が争われるケースである。

〔12〕 関連して関俊彦『金融手形小切手法【新版】』204頁（平成15年、商事法務）参照。そこでは手形行為の書面性・要式性のコンテクストで、手形であるかどうかという手形要件の統一ばかりでなく、手形の表示方式の統一も要求されるとして統一手形用紙に言及されている。そして表示方式の統一により無形の債権である金銭債権が画一的に有形化されると述べられている。

この理解によれば、私製手形は表示方式統一の要請を充たしておらず、それゆえ手形行為の書面性・要式性に反することになるのだろうか。仮にそうだとすると、私製手形の一事をもって手形行為の効力に影響が生ずることになるのだろうか。

問題は手形行為の書面性・要式性の今日的意義をどのように理解するかという点にまで及ぶ。ここで詳述する余裕はないが、明確なのは、統一手形用紙制度を採用する際、不良手形の駆逐が意識されていたものの、少なくとも手形行為の書面性・要式性からの論理必然的帰結として制度が構想されていた訳ではない点である。統一手形用紙制度採用の経緯については、杉田馨「不渡手形と統一手形用紙問題」バンキング65号119頁（昭和28年）、伊達良治「統一手形用紙採用の経緯とその概要について」手形研究99号44頁（昭和40年）、および坂本康「統一手形用紙制度」ジュリスト336号98頁（昭和40年）参照。

〔13〕 当座勘定開設時に顧客の身元、資力、および当座勘定の必要性等が調査される。加藤一郎・吉原省三編『銀行取引 第6版』4頁（平成5年、有斐閣）。

〔14〕 もっとも統一手形用紙自体が偽造される可能性がない訳ではない。

〔15〕 坂本・前掲（注12）99頁。

〔16〕 小切手法3条参照。小切手法28条は一覧払を定めており、小切手の振出人と銀行間の小切手契約締結および支払資金の入金の小切手振出の前提となっている。これに対し

統一手形用紙で支払場所として記されている金融機関名および店舗名は、手形法上は有益の記載事項たる第三者方払（手形法4条）の記載である。厳密には支払場所と支払担当者の双方の記載の意味である。前田庸『手形法・小切手法』227頁（平成11年、有斐閣）参照。

〔17〕 本件手形には指図文句が記されている。けれども約束手形文句の記載があれば法律上当然に指図証券性を有する（手形法11条1項）ので、本件手形も法律上当然の指図証券である。

〔18〕 手形貸付の際に差し入れられる手形について、統一手形用紙制度の採用当時は例外扱いとされるとともに、特別の表示が必要とされていた。坂本・前掲（注12）99頁。ところで鈴木禄弥・竹内昭夫編『金融取引法大系 第4巻 貸出』171頁、176頁（注4）（三菱銀行執筆）（昭和58年、有斐閣）参照。手形貸付の場合にも統一手形用紙を使用するとともに、貸付担当係に備え置く未使用用紙には、事故防止のためあらかじめ「金融機関借入用」の旨の表示をしておくといわれている。「金融機関借入用」の旨の表示は統一手形用紙制度の採用当初から想定されていたと理解されようか。また用紙については、制度採用当時は私製手形でも構わなかったが、後に統一手形用紙による手形を用いるように実務上の取扱が改められたと理解されようか。

〔19〕 この点については、鈴木・竹内編・前掲書（注18）167頁参照。金銭消費貸借証書の代わりに手形を徴求する利点として以下の7つが列挙されている。①貸付債権のほかに手形債権を取得できるから債権の管理・回収上有利である。②不渡処分制度の利用による弁済履行促進の効果がある。③手形に裏書することによって容易に権利移転ができ資金の流動化が図れる。④貸付の実行手続が簡便である。⑤印紙税負担が証書に比べ軽い。⑥利息前取りができる。⑦手形の書替時に業況や金利の見直しができる。これらの中で①ないし③は手形の有する機能面からの利点とされる。しかしながら①ないし⑦のうちには建前だけのものもあり、また手形を利用しなくとも特約でカバーできるものもあるので、実質的な利点としては①・④・⑤・⑦などの点が指摘できるとされる。

商業手形割引に最も近い利用形態としては③となろうが、③は実質的な利点として数えられていない。①の管理・回収上の有利さについては、⑦の債権管理および手形訴訟による債権回収が考えられよう。それ以上に、手形貸付として差し入れさせた当該手形を銀行自身が他の金融機関に割引のために持ち込むことは一般に想定されていないのだろうか。銀行の銀行は日本銀行であり、銀行と日本銀行間で手形割引や手形貸付を行う場合には日本銀行適格手形か否かが問われる。適格手形が優良手形に限られる以上、銀行が顧客から手形貸付として差し入れさせた手形を一般に日本銀行へ持ち込むことは考えられない。このように考えた場合、③は建前だけということなのだろうか。以上については、河本一郎・田邊光政『約束手形法入門 [第5版]』34頁（平成9年、有斐閣）、および木内宜彦『金融法』52頁（平成元年、青林書院）参照。なお関・前掲書（注12）326頁では、第三者への裏書を考える必要のない手形の利用形態として手形貸付に言及されている。

〔20〕 鈴木竹雄・兼子一・中田淳一・矢沢惇・三ヶ月章・河本一郎・大内恒夫・宮脇幸彦「座談会 手形訴訟」ジュリスト287号25-26頁（昭和38年）。なおこの座談会当時は、手形訴訟制度が設けられる以前のみならず、統一手形用紙制度が採用される以前でもある。その意味で座談会当時の手形はすべて私製手形であるが、それは現在の統一手形用紙による手形と区別される意味での私製手形ではない。

なお森本滋「約束手形の経済的機能（序論—その二）」法学教室183号68頁（平成7年）でも、担保を目的とした手形の利用形態には濫用の危険が非常に大きい旨が記されている。また三ヶ月章「手形訴訟」鈴木竹雄・大隅健一郎編『手形法・小切手法講座5』194頁（注3）（昭和40年、有斐閣）では、訴訟費用負担に伴う不合理さのコンテキストで、高利貸しが原告として手形訴訟を濫用する状況に言及する。そして訴訟費用負担の合理化に向けた実業界からの要望が、高利貸しを利するに帰着する日本特有の背景ないし危惧のゆえに、手形訴訟の被告の保護として唱えられた旨が述べられている。

〔21〕 鈴木ほか座談会・前掲（注20）25-26頁参照。なお伊澤孝平『手形法小切手法』16頁（昭和24年、有斐閣）では、担保手形の例として身元保証手形が挙げられており、その場合には指図禁止手形とするのが原則である旨が記されている。そして森本・前掲（注20）68頁では、指図禁止手形とすることに合理性があると述べられている。

〔22〕 豊田・前掲（注3）12頁。

(平成16年2月10日)
著者：立命館大学法学部教授 品谷篤哉